

令和3年第2回定例会（9月議会）
福祉環境委員会
提出資料

令和3年9月16日
生活環境部

所管事項

◎温暖化対策課	
・第2次秋田県地球温暖化対策推進計画の改定について	・ ・ ・ ・ 1
・秋田県食品ロス削減推進計画（仮称）の策定について	・ ・ ・ ・ 2
◎生活衛生課	
・第3次秋田県動物愛護管理推進計画（案）について	・ ・ ・ ・ 3
◎自然保護課	
・第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画の策定について	・ ・ ・ ・ 4
・秋田県第二種特定鳥獣管理計画の策定について	・ ・ ・ ・ 5

1 計画名	第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定）
2 根拠法令	地球温暖化対策推進法、秋田県地球温暖化対策推進条例、気候変動適応法
3 計画期間	令和4年度～12年度（9年間）
4 策定の趣旨	地球温暖化の防止や脱炭素社会の実現に向け、国の新たな方針や本県の現状等を踏まえ、本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する。
5 現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・2017（平成29）年度における本県の温室効果ガス排出量は、956.6万トン（CO₂換算）であり、基準年度である2013（平成25）年度から9.4%減少し、順調に削減が進んでいる。 ・省エネルギー対策により民生家庭部門及び民生業務部門ではエネルギー消費量が2割程度減少した。 ○課題 ・国の「2050年カーボンニュートラル宣言」等を踏まえた温室効果ガス排出量の一層の削減 ・気候変動影響による被害の防止・軽減を図るための適応策の充実
6 次期計画の 主な項目案	○温室効果ガスの排出削減に向けた取組の推進 ・省エネルギー対策の推進 ・再生可能エネルギーの導入・活用 ・循環型社会の形成 ・森林の保全・整備による二酸化炭素吸収促進 ・市町村等への支援による脱炭素地域づくり ○気候変動に適応するための取組の推進 ・本県における気候変動影響の情報収集・整理 ・気候変動適応に向けた情報発信の強化 ○計画の推進 ・各主体が連携した取組の強化
7 スケジュール	10～11月 地球温暖化対策推進計画協議会（第2回） 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント、市町村等意見照会 1～2月 地球温暖化対策推進計画協議会（第3回） 環境審議会温暖化対策部会諮問 2月議会 計画案の説明 3月 環境審議会温暖化対策部会答申 計画の策定・公表

1 計画名	秋田県食品ロス削減推進計画（新規）
2 根拠法令	食品ロスの削減の推進に関する法律
3 計画期間	令和4年度～12年度（9年間）
4 策定の趣旨	食品ロスの削減に向けた意識の醸成とその定着を図るため、国の基本方針や本県の現状等を踏まえ、多様な主体と連携した県民運動として食品ロスの削減を推進する。
5 現状と課題	○現状 ・食品ロスの削減は、資源・エネルギーの無駄や温室効果ガス排出量の削減等の観点に加え、SDGsにおいてもターゲットの1つとなっており、国際的にも取り組むべき重要な課題となっている。 ・日本国内では年間600万トン（平成30年度推計）の食品ロスが発生しており、その約半分の276万トンが家庭から生じている。 ・本県では、家庭から年間3.6万トン（令和元年度推計）、事業活動から年間2.2万トン（平成30年度推計）の食品ロスが発生している。 ○課題 ・食品ロス削減に係る消費者の意識と行動の変容 ・事業者同士の連携や工夫による食品ロス削減 ・多様な主体が連携した食品ロス削減
6 計画の 主な項目案	○消費者への普及啓発・教育 ・食品ロス削減の必要性についての理解の促進 ・実践行動の定着に向けた取組の推進 ・多様な主体と連携した普及啓発と教育の推進 ○食品関連事業者等の取組に対する支援 ・食品ロス削減に役立つ技術や情報の提供 ・規格外や未利用の農産物の活用促進 ・資源やエネルギーとしての再生利用の促進 ○未利用食品の有効活用 ・フードバンク活動等での有効活用に向けた仕組みづくり ○実態把握と情報の収集及び提供 ・定期的な食品ロスの発生状況の実態把握 ・効果的な削減方法等に関する情報の収集と提供
7 スケジュール	11月 食品ロス削減推進協議会（第4回） 12月議会 計画素案の説明 12～1月 パブリックコメント 2月議会 計画案の説明 2月 食品ロス削減推進協議会（第5回） 3月 計画の策定・公表

計画策定の背景

- 平成28年に第2次計画を策定し、「犬猫の殺処分ゼロ」等を目指した施策（動物愛護センターの開設等）に取り組んできたが、目標の達成には更なる取組の推進が必要である。
- 動物愛護管理法の改正や国の新たな基本指針のほか、本県の課題等を踏まえた第3次計画を策定する。

計画の位置付けと期間

- 根拠法令：動物愛護管理法第6条第1項
- 位置付け：基本理念に基づき、県が実施する動物愛護施策の方向性を示す
- 計画期間：令和3年10月～13年3月

主な課題

- 殺処分頭数減少へ向けた更なる取組の推進
- 猫の収容頭数の増加への対応
- 猫に関する苦情件数の増加への対応
- 動物愛護センターを拠点とした情報発信の強化

< 基本理念 > 人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

基本目標及び重点的に推進する施策の方向

基本目標 1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	基本目標 2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	基本目標 3 人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する
施策1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成 ○動物愛護思想の普及啓発の推進 ・動物愛護フェスティバルの開催 ・ポータルサイトによる情報発信 ○「命を大切にすることを育む教室」の充実 ・カリキュラムの充実 ・動物愛護センターでの定期開催 施策2 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進 ○しつけ方教室等を通じた啓発 ○犬猫の殺処分数の減少 ○負傷動物への治療体制の構築 ○獣医師による虐待の通報の義務化の周知徹底 ○譲渡の推進 ○捕獲犬等の情報提供及び抑留施設及び設備の充実	施策3 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止 ○周辺的生活環境の保全 ・市町村等と連携した多頭飼育問題対策の実施 ○飼い主のいない猫への対応 施策4 所有明示(個体識別)措置の推進 ○迷子札やマイクロチップ装着の啓発 施策5 動物取扱業の適正化 ○第一種動物取扱業登録等の遵守 ・効果的、効率的な監視計画の作成と指導強化 施策6 実験動物の適正な取扱いの推進 ○実験動物飼養施設管理者の実態把握 施策7 産業動物における管理の適正化の徹底 ○畜産部局を通じて動物福祉の指導を実施 施策8 災害対策 ○災害時の収容・保護器材等の備蓄 ○市町村の指定避難所のペット同行避難者受入体制整備	施策9 人材育成 ○動物愛護推進員の委嘱 ・動物愛護推進員の育成と協働 ○ボランティアの育成、支援体制の構築 ・動物愛護ボランティア制度の拡充 施策10 動物愛護センターを拠点とした交流の場の提供 ○県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催 ○動物による介在活動の促進 ・動物愛護団体による介在活動の紹介 ○動物愛護センターを拠点とした動物愛護に関する総合的な取り組みの推進
数値目標（R12）： 犬猫の殺処分頭数 0 頭	数値目標（R12）： 犬猫の苦情件数 270 件(半減)	数値目標（R12）： ふれあい事業等参加人数 6万人(1.2倍)

市町村、関係団体、動物愛護推進員、県民ボランティア等と連携して取組を推進

1	計画名	第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画
2	根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
3	計画期間	令和4年度～8年度（5年間）
4	策定の趣旨	「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン」との整合性を踏まえ、それぞれの地域の状況に応じた、鳥獣保護区の指定や鳥獣の捕獲許可、第二種特定鳥獣管理計画などを作成し、鳥獣の保護及び管理を図る。
5	現行計画での 主な成果と課題	○成果 ・ツキノワグマの適切な保護管理を推進するため「ツキノワグマ被害対策支援センター」を設置し、被害防止のための普及啓発を図った。 ・ツキノワグマの市街地出没に対応するための新たな指針を示し、各市町村に市街地出没対応マニュアルの作成指導を行った。 ・第12次鳥獣保護管理事業計画において、鳥獣保護区や特別保護地区の指定を積極的に進め、鳥獣の保護を図った。 ○課題 ・ツキノワグマ生息数調査によれば、本県の推定生息数は全国的にも高水準で生息域も拡大しており、市街地への出没や人身被害が懸念される。 ・イノシシ及びニホンジカの見撃情報が増加傾向にあり、生息域の急激な拡大に伴う農林業被害が懸念される。 ・捕獲の担い手の育成・確保については、狩猟者登録数が減少傾向にあり、目標達成に向け引き続き各種事業を展開していく必要がある。
6	次期計画の 主な項目案	○鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 ・県内全体の鳥獣保護区の配置の見直しや狩猟鳥獣捕獲禁止区域への切り替えを行う。 ○第2種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 ・ツキノワグマの管理方針として「防除」「捕獲」「普及啓発」の三本柱を明確にし、被害防止対策を図る。 ・イノシシ及びニホンジカの個体数増加及び生息域拡大を抑制するため、狩猟や個体数調整等により捕獲の強化を図る。 ・カワウの広域的連携による総合的な管理が必要なことから、「第1次カワウ計画」を策定する。 ○鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 ・捕獲の担い手を育成・確保するため、新規の狩猟免許取得者への支援や、捕獲技術向上に向けた講習会を行う。
7	スケジュール	10月 環境審議会自然環境部会 11月 パブリックコメント 12月議会 計画素案の説明 2月議会 計画案の説明 3月 環境審議会自然環境部会 計画の策定・公表

1 計画名	秋田県第二種特定鳥獣管理計画
2 根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
3 計画期間	令和4年度～8年度（5年間）
4 策定の趣旨	本県において生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、生息状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図る。
5 現行計画での 主な成果と課題	○第4次ツキノワグマ ・市街地出没指針に基づき、各市町村の市街地等出没対応マニュアルを策定し、人の生活圏への出没対策等を行ったが、引き続き、出没想定訓練や農作物被害防止対策を行う必要がある。 ○第4次ニホンカモシカ ・生息密度は低下傾向にあるものの、分布は拡大傾向にあり、引き続き生息環境の保全に努め、生息状況を注視していく必要がある。 ○第4次ニホンザル ・県北部の農林業被害が増加していることから、個体群の安定的な維持、農林業被害の軽減を図る必要がある。 ○第1次ニホンジカ・第1次イノシシ ・目撃頭数や捕獲総数が近年、増加傾向にあるため、今後も更なる捕獲強化に取り組む必要がある。
6 次期計画の 主な項目案	○第5次ツキノワグマ（3年間） ・地域個体群を安定的に維持するとともに、人の生活圏への出没及び人身事故・農畜産被害を減少させる。 ○第5次ニホンカモシカ ・被害の発生、分布・密度調査結果、文化財部局実施の調査結果を踏まえ、農林業の被害防除対策や保護管理対策を図る。 ○第5次ニホンザル ・地域個体群を安定的に維持させるとともに、県北部の新たな群れも含め、農林業被害を極力軽減させる。 ○第2次ニホンジカ（3年間）・第2次イノシシ（3年間） ・捕獲圧を強化し、生息域の拡大や個体数の増加を抑える。 ○第1次カワウ（新規計画） ・内水面漁業の被害を防止するため、「被害防除対策」「個体群管理」「生息環境管理」の総合的な対策を講じる必要がある。 ・地域個体群の維持と人との軋轢の解消に向け、被害対策を強化する。
7 スケジュール	10月 環境審議会自然環境部会 11月 パブリックコメント 12月議会 計画素案の説明 2月議会 計画案の説明 3月 環境審議会自然環境部会 計画の策定・公表